

『檀特羅麻油述経』に見る 初期密教の特徴

大塚伸夫

はじめに

『大正蔵経』によれば、『仏説檀特羅麻油述経』（以下『檀特羅経』と略称）は、曇無蘭訳とみされているが、そもそも現存する経録として最古の『出三蔵記集』では失訳とみなされる¹⁾。本経が曇無蘭訳と記述された初出は『歴代三宝紀』であり²⁾、結果的には『開元録』において同訳とみなされるにいたっている³⁾。これに問題がないわけではないが、現在のところ、本経に関する偽経問題は報告されておらず、經典自体にも問題がないようなので、本経を曇無蘭訳とみなしたい。訳出年代は、彼の翻訳活動が A.D.381~395であるところから⁴⁾、本経の漢訳年代も同時代に想定できる。この訳出年代から、さらにインド成立の時代を推測すると、原典の成立は、ほぼ四世紀前半ころまで遡れるであろう。この時代は、インドの地においてグプタ朝が興起して、ヒンドゥー文化が開花しようとしていた時代でもあることを忘れてはならない。

『檀特羅経』は、梵本もチベット訳も報告されておらず、本経のみの単一經典といえる。とはいえ、『陀羅尼雑集』（大正 No.1336）巻第八「仏説檀特羅麻油述神呪経」に、ほとんど改変や増広もなく、本経が再録されている⁵⁾。しかも『陀羅尼雑集』に収載されている方が適切と思える訳語が認められるので、本経を検討するうえで、対照資料として『陀羅尼雑集』収載本は重要となってくる。

また本経は、その後の密教經典の成立にも少なからず影響を及ぼしているようなのである。というのも、本経と宋法天訳『大寒林聖難拏陀羅尼経』（大正 No. 1392、

1) 『出三蔵記集』（大正 vol.55, 31c2）

2) 『歴代三宝紀』（大正 vol.49, 70b4）

3) 『開元録』（大正 vol.55, 503c24）

4) 『開元録』「沙門竺曇無蘭。晋云法正。西域人也。以孝武帝太元六年辛巳至太元二十年乙未。於楊都謝鎮西寺訳採蓮達王等経六十一部」（大正 vol.55, 504b4-6）

5) 『陀羅尼雑集』（大正 vol.21, 623c11-624a23）

以下『大寒林経』と略称)との間に密接な関連が認められることから、本経より『大寒林経』への展開が予想できるからである。この『大寒林経』は、『孔雀経』を含む Pañcarakṣā 文献の一つ『Mahāsitavāṭi』に対応する漢訳経典であるため⁶⁾、本経より『大寒林経』への展開が明らかになれば、岡田1987や奥山1998の指摘する『Mahāmantrānusāriṇi』⁷⁾、大塚2004の指摘する『Mahāmāyūri』のみならず、また一つ Pañcarakṣā 文献の祖型や形成過程が明らかになるはずである⁸⁾。

本稿では、『檀特羅経』を中心に扱いながら、そこに窺える特徴や背景を探ることによって、およそ四世紀前半ころのインド初期密教の様態を明らかにすることを第一目的にする。そして、本経がその後いかなる展開をとげて、他の密教経典成立に影響を及ぼしていったのかを究明することを目指して論述したい。

1 『檀特羅麻油述経』の概要と密教的特徴

そこで、本経を通じて見えてくる当時の初期密教の様態を考察するための作業として必要なのが、本経の内容確認である。内容の骨子は、修行中に苦悩するラーフラの救済譚を取り上げたものである。きわめて短編であるが、おおむね内容を整理すると、以下に列挙する10段(§1~10)に分科することができる。

6) 『大寒林経』の梵文テキスト『MŚ』: Yutaka Iwamoto, *Mahāsitavāṭi, Beiträge zur Indologie*, Heft 2, 3, Kleinere Dhāraṇi Texte, Pañcarakṣā II, Kyoto, 1937~38. チベット訳: 'Phags pa be con chen po zes bya ba'i gzuñs (Āryamahādaṇḍa-nāma-dhāraṇi), D. No.606(=958), P. No. 308(=583). なお、『Mahāsitavāṭi』と同名のチベット訳(D. No.562, P. No.180)もあるが、内容的には異なる部分が認められる。詳細は『梵語仏典IV』pp.90-92参照。

7) 従来、『大寒林経』と同じ Pañcarakṣā 文献の一つである『Mahāmantrānusāriṇi』対応チベット訳は、欠本とされていた。しかし、近年の研究である岡田1987(pp. 86-87)によれば、経題名は異なるものの、内容的には Āryavaiśālīpraveśa-mahāyānasūtra (Tib. D No.312)が、『Mahāmantrānusāriṇi』のチベット訳に相当し、梵本『根本有部薬事』欠損部分に対応すると断定されている。また、奥山1998では、『Mahāmantrānusāriṇi』が、根本有部律『薬事』と密接な関連のあることが指摘されている。

8) そもそも、Pañcarakṣā 文献とは、除災招福を目的とする五種の護呪経典を集成したものであり、現存する以下の経典がそれである。

1. Mahāpratisarā (Tib. D No.561、不空訳『大随求陀羅尼経』大正 No.1153)
2. Mahāsāhasrapramardani (Tib. D No.558、施護訳『守護大千国土経』大正 No.999)
3. Mahāmāyūri (Tib. D No.559、不空訳『仏母大孔雀明王経』大正 No.982)
4. Mahāsitavāṭi (Tib. D No.606=958、法天訳『大寒林難拏陀羅尼経』大正 No.1392)
5. Mahāmantrānusāriṇi [Tib. D No.312, 628, 1093 (Tib. 'Phags pa yañs pa'i groñ khyer du 'jug pa'i mdo chen po, *Skt.* Āryavaiśālīpraveśa-mahāyānasūtra)、ただし異本として D No.563もある。法天訳『大護明大陀羅尼経』大正 No.1048]

〈§ 1 釈尊の住処〉

釈尊が「摩竭 (Magadha) 国」の「因沙奪山 (耆闍崛山 / 靈鷲山、*Skt.* Grdhrakūta, *Pāli.* Gijjhakūta)」⁹⁾中に住していたと、釈尊の住処が設定される。(大正 vol.21, 908a6)

〈§ 2 ラーフラの苦悩〉

そのおり、釈尊の息子である「羅云 (Rāhula)」が、釈尊に従って山中に住していたとされる。しかし、ラーフラは、夜寝ていても鬼神に悩まされていた。(908a6-7)

〈§ 3 ラーフラの釈尊訪問〉

困ったラーフラは、翌日に釈尊のところへ赴くが、ただ頭を下げてうつむくばかりで黙っていた。(908a7-9)

〈§ 4 釈尊の質問〉

釈尊がそのわけを尋ねる。(908a9-10)

〈§ 5 ラーフラの告白〉

ラーフラは答えて、鬼神に悩まされたことを釈尊に告げる。(908a10-11)

〈§ 6 釈尊による仏辟鬼神呪の教示〉

すると、釈尊はラーフラに、天・人・山神・死鬼神などが人の心の堅軟を知ろうと試していると述べる。そして、釈尊には「仏辟鬼神呪」があるので、もし鬼神が悩ますようなことがあれば、この「鬼神名字」を受持せよと教示しながら、釈尊は慈心を以て説こうとする。(908a11-15)

〈§ 7 釈尊による仏辟鬼神呪の宣説〉

そこで、釈尊が「仏辟鬼神呪」を宣説する。(908a16-19)

〈§ 8 弟子への結呪と經典読誦の教示〉

釈尊は諸弟子らに告げて、この呪経を結びつけよと教示する。もし急を要することがあれば、この呪経を読み、鬼神が人を悩ますようであれば、慈心をもって五蔵を思念せよと告げる。(908a20-22)

〈§ 9 呪文や經典読誦の功德〉

釈尊は、この呪文や經典を読誦するならば、人・山神・鬼神・死鬼神らが悩ま

9) 本経所説の「因沙奪山」に関しては、安世高訳『温室洗浴衆僧経』に「一時佛在摩竭國因沙崛山中。王舍城内。(大正 vol.16, 802c8-9)」とあり、同様の音写語を使用している。その注釈書である慧遠撰『温室經義記』に、この山を「祇闍崛山・靈鷲山 (大正 vol.39, 513b21-23)」と解説しているところから判断すると、本経の「因沙奪山」とは、王舍城の東北方向に位置する耆闍崛山すなわち靈鷲山を指すとみて差し支えないであろう。

すことなく、火・毒・刀・水の災難などにも遭うことはないと言く。そして空閑
 処・村落・大国・集会、あるいは瞑想・歩行・睡眠の最中に呪詛を受けても、こ
 の経典を読誦すれば、災難に遭うことはないと言く。(908a22-b2)

〈§10 大衆による呪文の受持〉

最後に、釈尊はラーフラに四衆の者たちや白衣者(在家者)にも、この経典や
 呪文を読誦させるよう指示して、本経が終了する。(908b 3-4)

以上が、本経の概要である。主たる内容は、ラーフラを悩まし、災難を及ぼす鬼
 神を辟除するための「仏辟鬼神呪」と結呪・読経の作法や、その功德を説くところ
 にある。

そのうち、結呪作法に注目すると、早くは支謙訳『持句神呪経』(大正 No.1351、
 A.D.222~253)や帛尸梨蜜多羅訳『仏説大金色孔雀王呪経』(大正 No.987、A.D.
 317~322)あたりから、この結呪作法が見え始めるので¹⁰⁾、本経成立以前の三~四
 世紀のころには、すでにこの呪的行為が行われていたと言わざるを得ない。上に紹
 介した両経における結呪作法の特徴を見ると、非仏教的・非アーリアン系呪文を唱
 えて諸天や諸鬼神に守護を祈願し、護符のようなものを身に結んで身の安全を図る
 といったヒンドゥー教の民間信仰に根ざした呪的行為が認められる¹¹⁾。おそらく、
 三~四世紀のころ、すでに仏教僧団内にこのようなヒンドゥー教的な呪的行為が表
 面化していたからこそ、本経成立にも影響を与えることができたと考える。ともか
 く、四世紀前半ころの成立と推定できる本経も、上述した両経と同様な方法によっ
 て、鬼神名で構成される呪文を唱えて身に結び、守護を得ようとする呪的行為が中
 心的な役割を果たしているので、経典の性格としては、密教系護呪経典の範疇に入
 ることになる。

とはいえ、本経が成立したであろう四世紀前半ころの初期密教経典が、本経以外
 にも制作されていたことを見過ぎてはならない。たとえば、本経と同じ曇無蘭訳

10) 『持句神呪経』「是持句呪於枯樹令生葉華實。何況爲人結縛也」(大正 vol.21, 865a27-28)、『仏
 説大金色孔雀王呪経』「汝持如來大孔雀王呪経。擁護吉祥比丘。與結界結呪。使毒不能害」(大正
 vol.19, 479b9-10)

11) ちなみに『十誦律』では、比丘が「臂訓」を付けるのを突吉羅とするが(大正 vol.23, 267c13-2
 9)、根本有部律『雜事』の場合では、医者への指示を聞き入れた仏陀が、「臂線」は病比丘にとって
 治病に必要なため無犯とする。注目すべきは、その臂線が呪によって治病の効果をもたらすとい
 う点である(大正 vol.24, 208c 15-209a8)。これは、『孔雀経』における「結呪」の効果と同様
 の趣旨を示したものと考えられる。なお、澤田2006によれば、今日のインドでも、祭りの一つと
 して臂訓のように右手首に結び、安全を祈る'rakṣābandhan'なる祭礼があると報告されている。
 澤田2006には、そのほかの参考文献もあげられている。

になる初期密教に属する諸経典がそれである。同一の訳者による訳出ならば、本経と同時代かそれ以前の成立であろうから、本経が成立した同時代の初期密教の様態をうかがい知れる理屈であろう。曇無蘭訳による初期密教経典に属するものには、以下の五経典が存在する。

—曇無蘭訳の初期密教経典—

- ① 大正 No.1327『呪齒経』(A.D.381~395)¹²⁾
- ② 大正 No.1352『陀隣尼鉢経』(A.D.381~395)¹³⁾
- ③ 大正 No.1378A『仏説玄師颯陀所説神呪経』(A.D.381~395)
- ④ 大正 No.1378B『幻師颯陀神呪経』(A.D.381~395)¹⁴⁾
- ⑤ 大正 No.1393『摩尼羅寔経』(A.D.381~395)¹⁵⁾

上掲した五経典のうち、②『陀隣尼鉢経』は、支謙訳『持句神呪経』類本の一つであり、大乘の陀羅尼思想から展開したガラニ句を説く密教系ガラニ経典の部類に属する。その他の四経典は、すべてパリッタより展開した密教系護呪経典に配することができる。たとえば、①『呪齒経』は、三宝帰依・過去七仏帰依・諸弟子帰依を唱えて、齒痛をもたらす虫の除去を祈願する内容である。そこには『孔雀経』と同様に、三宝や過去七仏への帰依をもって苦痛を除こうとする特徴があるため、同経もパリッタの密教的展開形とみなせる¹⁶⁾。③『玄師颯陀所説神呪経』・④『幻師颯陀神呪経』・⑤『摩尼羅寔経』も、密教系護呪経典に属する特徴を有している。そのうち、③④の両経は同一本であり、経名が異なるのみで、経典内容にほとんど相違

12) 『呪齒経』は、『出三蔵記集』では失訳とされるが(大正 vol.55, 31c16)、最終的に『開元録』で曇無蘭訳とみなされる(大正 vol.55, 504a12)。

13) 『陀隣尼鉢経』も、『出三蔵記集』では失訳とされるが(大正 vol.55, 31b18)、最終的には『開元録』で曇無蘭訳とみなされる(大正 vol.55, 503b17)。

14) ③『玄師颯陀所説神呪経』と④『幻師颯陀神呪経』は同本であり、ともに『出三蔵記集』では失訳とされるが(大正 vol.55, 31b25)、最終的には『開元録』で曇無蘭訳とみなされる(大正 vol.55, 503b20-21)。

15) 『摩尼羅寔経』に関しては、新井1976によって、曇無蘭訳は不自然であるとし、失訳とみなすべき見解が提示されている。しなしながら、『開元録』でも曇無蘭訳を指示している(大正 vol.55, 503b19)、現時点では曇無蘭訳とみなしたい。なお、同経に関連する典籍には、中国において再録されたと考えられる『陀羅尼雜集(大正 No.1336)』卷第八「仏説摩尼羅寔呪経」がある。また、『大正蔵経』で帛尸梨蜜多羅訳とされる『灌頂経(大正 No.1331)』卷第八に収載される「灌頂摩尼羅寔大神呪経」もある。

16) このような苦痛や病気を除こうとする密教系護呪経典は、多数存在する。一例をあげれば、不空訳『除一切疾病陀羅尼経』(大正 No.1323)、同訳『能淨一切眼疾病陀羅尼経』(大正 No.1324)、義浄訳『療痔病経』(大正 No.1325)、失訳『呪時氣病経』(大正 No.1326)、失訳『呪目経』(大正 No.1328)、失訳『呪小兒経』(大正 No.1329)、法賢訳『囉嚩拏説療小兒疾病経』(大正 No.1330)などがそうである。これらもパリッタより展開した密教系護呪経典に含めてよいであろう。

は見られない。内容的には、外道の幻師・毘陀 (Bhadra-māyākara) が、ある一人の異比丘の災難を契機に、「諸夜叉の術」とする外道呪文と夜叉の名を唱えて守護を祈願する呪法を説く文脈となっている。⑤『摩尼羅亶経』は、釈尊が一切衆生の病気や苦痛は魔の所業であるとして、衆生を救済するには、過去七仏が説いたとされる多くの鬼神名を唱えるよう、諸比丘に教示する内容である。

こうやって、本経以外にも曇無蘭訳の初期密教経典を見てくると、上の③～⑤の三経典には、災難をもたらす鬼神や夜叉からの救済を祈願する特色が見られるという点で共通する。それは、本稿で取り上げた『檀特羅経』も同様であったゆえ、四世紀前半ころの初期密教の様態は、悪鬼神からの救済を祈願するインド古来の呪術・呪文信仰に根ざした密教呪法に彩られていたといえよう。

2 『檀特羅麻油述経』の構成から見た成立背景

ここで、本経における前半部分の構成として注目すべきは、鬼神に悩まされるラーフラに対して、釈尊が救済法となる「仏辟鬼神呪」なる呪文を授ける文脈であろう (§2～7)。釈尊とラーフラの二人が登場して経典が構成されるのもさることながら、阿難等の諸弟子ではなく、実子ラーフラが鬼神に悩まされるのをある種の呪文で救済しようとするストーリー自体が特徴的である。この内容の前半部分は以下のように記される。

§ 1 佛在摩竭國因沙奪山中。

§ 2 時佛子羅云隨佛在山中。羅云夜臥爲鬼神所嬈驚起。

§ 3 明日至佛所爲佛作禮。却在一面樹下坐。羅云以手扶頰。低頭不樂默然不語。

§ 4 佛即問羅云。何以低頭如畏怖狀。

§ 5 羅云言我昨日夜臥。爲鬼神所嬈。(大正 vol.21, 908a6-11)

上記内容のうち、とくに § 2 においてラーフラが夜寝ている際に鬼神に悩まされ驚いて起き上がった様子が描写され、§ 5 では、ラーフラが釈尊に昨日の様子を報告している。

後半部分の § 6～7 になると、釈尊が救済呪文を説こうとする内容へと移る。まず、釈尊が天・人・山神・鬼神らは人を試そうとして恐れさせたりするといって、ラーフラのために「仏辟鬼神呪」と称する鬼神の名称を列挙した呪文を説き、ラーフラを救済しようとする。

§ 6 佛語羅云。天下或生人嬈人。或山神嬈人。或道溝邊鬼神嬈人。或善死鬼神

嬈人。來欲試人經道恐人。欲知其心堅軟¹⁷⁾。佛語羅云。汝取佛辟鬼神呪。後儻有鬼神來嬈汝者。持是鬼神名字。以慈心說之

§ 7 阿波竭 證證竭 無多薩 喜遲 比遲沾 波沾波迦羅准 維陵無 因輪無 指輪無 漢沙無 因登羅 宋林羅 和林羅 波耶越羅 檀特羅 (大正 vol. 21, 908a11-19)

このように、ある種の呪文をめぐって、釈尊とラーフラの二人で經典が構成される密教經典は、法天訳『大寒林聖難拏陀羅尼經』(大正 No.1392)¹⁸⁾、施護訳『宝帶陀羅尼經』(大正 No.1377、A.D.980)¹⁹⁾、施護訳『聖莊嚴陀羅尼經』(大正 No.1376、A. D.980)²⁰⁾くらいしか、現時点では見あたらないのである。これら三經典すべてが、施護訳か法天訳といった後代の訳出經典となるので、これらの經典が本經より成立が早く、本經成立に影響を及ぼしたとは考えにくい。むしろ本經の方が成立が早く、上述した三經典成立に影響を与えたと考える方が妥当である。この三經典については、本經の密教的展開を論ずる第三節で詳述したい。

おそらく、釈尊とラーフラの二人によって構成される密教經典が本經以前には見あたらないことからすれば、本經の成立には、以下に列挙するようなラーフラ関連の初期仏典がモデルになった可能性を指摘したい。

- ①『教誡羅睺羅菴婆藥林經 (Ambalaṭṭhikārahulovāda-suttanta)』²¹⁾
- ②『教誡羅睺羅大經 (Mahārahulovāda-suttanta)』²²⁾
- ③『教羅睺羅小經 (Cūḷarāhulovāda-sutta)』²³⁾

17)『大正藏經』では「欲知其心堅濡」とあるが、『大正藏經』脚注⑤と、『陀羅尼雜集』再録本「仏説檀特羅麻油述神呪經」(大正 vol.21, 623c19-20)に基づき、「軟」と訂正した。

18)『大寒林聖難拏陀羅尼經』では、王舎城の寒林において、ラーフラが諸の鬼魅に悩まされるのを、釈尊が「難拏陀羅尼」を授け救済するという内容である。なお、同經は Pañcarakṣā 文献の一つで、註8)のとおり梵本とチベット訳がともに存在する。

19)『宝帶陀羅尼經』では、迦毘羅城において悪羅刹に悩まされるラーフラ、ならびに一切衆生擁護のために、釈尊が「宝帶大明」を説く。さらに慈氏菩薩・大梵天・夜摩天子・帝釈天などが、各自の明呪を説く内容である。なお、同經にはチベット訳 ('Phags pa me kha la žes bya ba'i gzuñs, *Skt. Āryamekhalā-nāma-dhāraṇi*, D. No.772=907, P. No.427=532) が存在する。

20)『聖莊嚴陀羅尼經』では、迦毘羅城において悪羅刹に悩まされるラーフラに、釈尊が「大莊嚴陀羅尼」を説き、マンダラに関する拏地・結界・作壇・供養法・結界陀羅尼を説く。次いで慈氏菩薩・大梵天・善時分天・帝釈天などが、擁護のための各自の陀羅尼を説く内容である。

21)『Ambalaṭṭhikārahulovāda-suttanta』(PTS, Majjhima-nikāya, vol.I, No.61, pp.414-420, 南伝 vol.10, pp.204-213)

22)『Mahārahulovāda-suttanta』(PTS, Majjhima-nikāya vol.I, No.62, pp.420-426, 南伝 vol.10, pp.214-221)

23)『Cūḷarāhulovāda-sutta』(PTS, Majjhima-nikāya vol.III, No.147, pp.277-280, 南伝 vol.11 下, pp.277-280)

④『羅睺羅相應 (Rāhula-samyutta)』²⁴⁾

⑤『羅睺羅 (Rāhula)』²⁵⁾

⑥『羅睺羅経 (Rāhula-sutta)』²⁶⁾

⑦『羅睺羅 (Rāhula)』²⁷⁾

これら七典籍のうち、①は、釈尊が水盤喩・王象喩・鏡喩をもって、ラーフラに対して常に反省を促しながら、苦をもたらず身口意の三業を浄化して未来に受ける苦への防護にせよと、教誡する内容となっている。⑥には、ラーフラの慢心を教誡するために不浄観や無相三昧の他にも、別解脱律儀と根律儀によって自らを防護する教誡が説かれる。⑦には、実父である釈尊が、牝鶏が卵を守るように、また犂牛が尾を護るように、ラーフラを守ったというラーフラ自らの述懐が綴られている。これらの教誡には、懸命に修行を重ねるラーフラを解脱へ導こうとする父・釈尊の慈念が溢れている。と同時に、ラーフラを守ろうと気遣う釈尊の意図も明らかに見て取れる。このようなラーフラ擁護を気遣う釈尊の態度は、密教經典といえども本経も同趣旨である。ただ、本経の場合は、①にみられる三業の浄化や、⑥にみられる戒による防護ではなく、「仏辟鬼神呪」による防護となっている点が異なるに過ぎない。おそらく、上掲のラーフラ守護関連の典籍のうち、①⑥の両典籍がとくに本経の構想に影響を与えたのではないかと考える。

次に、釈尊の説く仏辟鬼神呪をめぐる前後関係の文脈 (§ 6～8) に再び注目してみたい。この呪文は「仏辟鬼神呪 (阿波竭…檀特羅)」と称するくらいであるから、釈尊自身が日常的に受持していた呪文という設定になっている。§ 6において、これをラーフラに教授しようというのである。その際、釈尊はラーフラに対して鬼神が悩ますようであれば、この鬼神名字である呪文を受持すべきであると教示する。そして、釈尊は慈心を以て呪文を説くのである (汝取佛辟鬼神呪。後儻有鬼神來嫉汝者。持是鬼神名字。以慈心説之)。この文意は、たしかに釈尊が慈心をもって呪文を説くといったものであろうが、釈尊もこの呪文を唱える際には慈心を抱いて唱える必要があったことを暗意しているともいえる。ましてや、ラーフラが呪文を唱える際にも、鬼神らに対して慈心をもって唱えることを暗示していると捉えることも

24) 『Rāhula-samyutta』 (PTS, Samyutta-nikāya, vol.II, No.18, pp.244-249, 南伝 vol.13, pp.361-369)

25) 『Rāhula』 (PTS, Samyutta-nikāya, vol.IV, No.121, pp.105-107, 南伝 vol.15, pp.169-174)

26) 『Rāhula-sutta』 (PTS, Khuddaka-nikāya, Sutta-nipāta II, No.11, pp.58-59, 南伝 vol.24, pp.124-127)

27) 『Rāhula』 (PTS, Khuddaka-nikāya, Apadāna, No.16, pp.60-61, 南伝 vol.26, pp.109-112)

できる。そう理解すると、次の文脈で釈尊が弟子らに呪文の功德を説く § 8 の内容、すなわち鬼神が人を悩ましにやってきた場合、慈心を懐くよう弟子らに要請する内容と符合する（鬼神儻來燒人者。當持慈心哀心）。このように除災防護のために、何らかの呪文めいたものを唱える際に、ともに慈念を懐くよう強調する内容は、いくつかのパリッタに共通する特徴なのである。

パリッタといえば、『孔雀経』の成立に多大な影響を及ぼした『大会経 (Mahāsamaya-suttanta)』、『阿吒曇胝経 (Āṭānāṭiya-suttanta)』、『小品・蛇呪 (Ahi-paritta)』、『孔雀本生話 (Mora-jātaka)』、『捷度本生話 (Khandhavatta-jātaka)』の他にも、『吉祥経 (Maṅgala-sutta)』、『宝経 (Ratana-sutta)』、『慈悲経 (Metta-sutta)』、『アラカ仙本生話 (Araka-jātaka)』、『月天子 (Candima)』、『日天子 (Suriya)』、『幢首 (Dhajaggam)』、『転法輪品 (Dhammacakkappavattana-vagga)』、『敗亡経 (Parābhava-sutta)』、『曠野 [夜叉] 経 (Āḷavaka-sutta)』、『耕田婆羅墮闍経 (Kasibhāradvāja-sutta)』、『鴛掘摩経 (Aṅgulimāla-sutta)』などがある²⁸⁾。これらのパリッタは、奈良1973 (pp.45-66) に指摘されるように、当初は呪的な要素がなく、おもに三宝への帰依を表明することで守護の恩恵に預かることを主眼としていたが、仏教徒の民間信仰の要請から仏教呪術のパリッタへと展開したとされる。これらのパリッタ群のうち、慈念をともなうパリッタとして顕著なのが、『小品・蛇呪』・『宝経』・『慈悲経』・『アラカ仙本生話』である。『小品・蛇呪』は、比丘が蛇に咬まれないよう、蛇の長である四龍王へ慈心をもって守護を祈願するパリッタである²⁹⁾。『宝経』は、一切の鬼神衆に対して修行者への慈悲と守護を要請する³⁰⁾。『慈悲経』は、行住坐臥のあらゆる時にも、一切の生類に慈念を懐くことを要請する³¹⁾。そして、ジャータカ『アラカ仙本生話』は、釈尊の前生であるアラカ仙人が、これまた釈尊の弟子たちの前生であった仙人衆に対して、上の『慈悲経』にお

28) 奈良1973 (pp.45-66) には、南方仏教圏において実際に唱えられるパリッタ群を A~D の四類に分類されている。A 類には『慈悲経』・『吉祥経』・『宝経』が属し、悪霊退散の機能を有するパリッタとする。B 類には『鴛掘摩経』が属し、真実語によって安産をもたらすパリッタとする。C 類には『幢首』・『月天子』・『日天子』が属し、さまざまな障害を除くパリッタとする。D 類には『孔雀本生話』・『阿吒曇胝経』・『捷度本生話』が属し、悪霊・鬼霊・蛇・束縛などから防護するパリッタと分類されている。さらには伊原1957も参照されたい。

29) 『Ahi-paritta』(PTS, Vinaya-piṭaka, vol.II, Cullavāgga, V-No.6, pp.109-110, 南伝 vol.4, pp.168 -170) なお、『小品・蛇呪』は『孔雀経』類本の成立に大きな影響を及ぼしたパリッタであることを付記しておく。

30) 『Ratana-sutta』(PTS, No.52, Khuddaka-nikāya, Khuddaka-pāṭha No.6, pp.3-6, 南伝 vol.23, pp.5-8)

31) 『Metta-sutta』(PTS, Khuddaka-nikāya, Khuddaka-pāṭha, No.9, pp.8-9, 南伝 vol.23, pp.13-15)

ける慈念の必要性を語ったパリッタである³²⁾ (それゆえ、この『アラカ仙本生話』は『慈悲経』より展開したジャータカといえよう)。

このようにパリッタには多種あるが、慈念を強調して身を守る (pari-√tra) 上記の四パリッタが、本経成立の一背景になっていたであろうと指摘したいのである。中でも、慈念以外に本経の呪文と密接な関係を指摘できるのが、『アラカ仙本生話』である。というのも、『アラカ仙本生話』には、防護などの十一種功德を説く箇所があり、その中の功德と本経所説の功德と重なるものが認められるからである。以下にその該当箇所を挙げて両典籍を対照してみたい。

『アラカ仙本生話 (Araka-jātaka)』

ある時のこと、私は比丘たちをお呼びになって、「比丘等よ、心の解脱を目的としている慈念を繰り返して行い、増大し、倍加し、乗り物の如くし、大事な器物のようにし、実行し、積集し、十分これに努力すれば、これより十一種の功德が期待し得られる。十一種とは何であるか。①平和に眠る、②平和に目が覚める、③悪夢を見ない、④人間に可愛がられる、⑤鬼神の類に可愛がられる³³⁾、⑥天人に保護される、⑦火も毒も刀も彼に対しては効果を顕さない、⑧その心が疾く静まる、⑨顔色が落ち着く、⑩死ぬとき迷うことがない、⑪理解の最上境に達して梵天の世界に生まれ出るものとなる。」(AJ pp.60-61, 南伝 vol.30, p.96)

『檀特羅経』

§ 2 時佛子羅云隨佛在山中。①～③羅云夜臥爲鬼神所嬈驚起。(大正 vol.21, 908a6-7)

§ 8 佛言是檀特羅経。佛故爲諸弟子結此呪経³⁴⁾。佛告諸弟子。有急者當讀之。鬼神儻來嬈人者。當持慈心哀心。淨還自視五藏思念五藏。

§ 9 -(a) 佛說是経時。日月尚有墮地。佛語終不有異。今佛說是檀特羅経。④以説生人欲來嬈人者不得嬈人。⑥山神亦不得嬈人。⑤道溝邊鬼神亦不得嬈人。⑤腥死鬼神亦不得嬈人。⑤善死鬼神亦不得嬈人。⑦聞是語火爲不然。⑦食飯得毒毒爲不行。⑦欲殺人刀爲不向。溺深水中爲不沒難。

32) 『Araka-jātaka』(PTS, Jātaka, vol.II, No.169, pp.60-62, 南伝 vol.30, pp.96-99)

33) 原文には⑤相当分が欠けるも、⑤が欠ければ十一種功德とはならないので、『南伝』担当翻訳者の見解に従って、これを補った(南伝 vol.30, p.99, 脚注2参照)。

34) 『大正蔵経』では「結恩経」とあるが、『陀羅尼雑集』再録本「仏説檀特羅麻油述神呪経」(大正 vol.21, 623c27-28)に基づき、「結此呪経」と訂正した。

- (b) 群有四子擁護人行空閑處³⁵⁾。若行縣邑中大國中。若對會若大坐中。耆老中伴侶中。步行中坐臥中。值有蠱道家者。向讀是經蠱道爲不行。(大正 vol.21, 908a 20-b2)

兩典籍を比較してみると、下線部分の慈念に関して一致するほかにも、§ 2 と § 9 - (a) 段において、『アラカ仙本生話』所説の功德①～⑦の七点が対応関係にあるのがわかる。それゆえ、慈念のほかにも、本経の作者が同本生話に見られるパリッタの功德も少なからず参考にしたのではないかと考えられる。本経の(b) 段を見ると、呪文の功德として空閑處・縣邑中・大國中・對會・大坐中・步行中・坐臥中の除災守護の功德が列挙されている。こういった場合の除災守護を説くのもパリッタ『幢首』と共通する特徴である³⁶⁾。また、本経の呪文のように特定の鬼神の名称を唱えて防護を祈願する特徴も、パリッタ『大会経』や『阿吒曇胝経』と同じ構成である³⁷⁾。そして、一切の鬼神衆に対して修行者への慈悲を要請するパリッタ『宝経』も無視できない³⁸⁾。

このように、本経の文脈構成を通じた背景をみる限り、①『教誡羅睺羅菴婆藥林経』や⑥『羅睺羅経』といったラーフラ守護関連の初期仏典が、本経の祖型になっていたようである。また、本経のテーマとなる除災守護的方面に目を移すと、『小品・蛇呪』・『宝経』・『慈悲経』・『アラカ仙本生話』などの慈念を強調するパリッタ、ならびに『幢首』・『大会経』・『阿吒曇胝経』などの鬼神や夜叉に呼びかけるパリッタを背景にして、本経が呪文唱誦を中心とした密教系護呪經典の性格を帯びて成立し

35) 『大正藏経』では「群有四子人行空閑處」とあるが、『陀羅尼雜集』再録「仏説檀特羅麻油述神呪経」の「群有四子擁護人行空閑處(大正 vol.21, 624a7)」に基づき、「擁護」を挿入した。

36) 『幢首(Dhajaggam)』には、当時の比丘たちの修行場所における安穩が祈願されている。「比丘等よ、汝等がもし或いは森に行き、或いは樹下に行き、或いは空屋に入りて、毛髮逆立つ恐怖戦慄が起きれば、その時我れを憶念せよ。」「森の中、樹の下、淋しき場所にある時、比丘等よ、正等覚者を思念せよ、恐怖が汝等にあらざるべし。」(PTS, Saṃyutta-nikāya, vol.I, Sakka-samyutta 11, No.3, pp.218-220, 南伝 vol.12, pp.382-386)

37) 『大会経(Mahāsamaya-suttanta)』は、迦毘羅城における釈尊説法の大集会(mahāsamaya)に、帰依しながら雲集する十方世界の諸天・地方神・守護神・鬼神・鳥神・龍神・夜叉などの名称が唱えられ、魔軍が退散する構成である(PTS, Dīgha-nikāya, vol.II, No.20, pp.253-262, 南伝 vol.7, pp.271-296, 『長阿含経』大正 vol.1, 79b1-82a1)。『阿吒曇胝経(Āṭānāṭiya-suttanta)』は、靈鷲山に在る釈尊のもとに、毘沙門天が諸夜叉を従えて現れ、仏弟子の修行の妨害をなす悪夜叉から防護する内容が説かれるが、その中に三十九の夜叉名が列挙され、唱えられる(PTS, Dīgha-nikāya, vol.III, No.32, pp.194-206, 南伝 vol.8, pp.259-284)。

38) 『宝経(Ratana-sutta)』「第一偈：ここに集える鬼神等(yānidha bhūtāni samāgatāni)、地上の者も空中の者も(bhummāni vā yāni va antalikkhe)、一切の鬼神等は歡喜せよ(sabbe va bhūtā sumanā bhavantu)。そしてまた、熱心に我が説くところを聞け(atho pi sakkacca sunantu bhāṣitaṃ)」(PTS, No.52, Khuddaka-nikāya, Khuddaka-pāṭha No.6, p.3, 南伝 vol.23, p.5)

たといえる。この結果は、結呪というヒンドゥー教的な呪的行為が表面化していた仏教僧団の状況も含めて、本経が同一のパリッタ群を背景に形成された初期『孔雀経』と同じ道程を歩み、初期『孔雀経』を生んだ同一基盤から成立されたことを示唆してくれるのである³⁹⁾。

3 『檀特羅麻油述経』の密教的展開

それでは、『檀特羅経』成立後の展開、ならびに後世に登場する密教経典への影響について考察してみたい。この問題が明らかになれば、密教系護呪経典の新たな展開過程の姿が、また一つ浮き彫りにされるはずである。

まず、『檀特羅経』には漢訳上の類本や異本は存在せず、チベット訳すらも存在しない単一経典であったことを想起してほしい。とはいえ、『檀特羅経』と構成内容が酷似する密教経典が存在するのである。それは、先にも少分ではあるが言及した、釈尊とラーフラの二人が中心となってラーフラの守護をテーマにする密教経典、宋法天訳『大寒林経』・施護訳『宝帯陀羅尼経』・施護訳『聖莊嚴陀羅尼経』なのである。釈尊とラーフラの二人で構成される密教経典が本経を含む四経典というのは、あまりにも数が限定され過ぎているというのが、上記三経典を問題視する端緒となる。

『大寒林経』は、王舎城の寒林において、ラーフラ（羅睺羅）が天魅や龍魅を初めとする鬼魅に悩まされるのを、釈尊が「大明秘密難拏陀羅尼」を授け救済するという内容である。同経の骨子は、本経の内容構成と比較してみると、呪文の長文化があるものの、内容的にはもっとも近い関係にある。『宝帯陀羅尼経』は、迦毘羅城において悪羅刹に悩まされるラーフラ（羅睺羅）、ならびに一切衆生擁護のために、釈尊が「宝帯大明」を説き、さらに慈氏菩薩・大梵天・夜摩天子・帝釈天などが、各自の明呪を説く内容となっている。本経と比較すると、後半部分に慈氏菩薩以下の明呪を説く内容が増広されている点を指摘できる。『聖莊嚴陀羅尼経』は、先の『宝帯陀羅尼経』と同本異訳とみなされているようであるが、まったく同一の内容とは

39) 『大金色孔雀王呪経』(大正 No.986) と『仏説大金色孔雀王呪経』(大正 No.987) の両経がもっとも初期的な『孔雀経』となるが、とくに『仏説大金色孔雀王呪経』中に結呪作法が現れてくる(註10参照)。また両経の構成は、パリッタである『大会経(Mahāsamaya-suttanta)』・『阿吒曇胝経(Āṭānāṭṭiya-suttanta)』・『小品・蛇呪(Ahi-paritta)』・ジャータカ『孔雀本生話(Mora-jātaka)』を骨子としながら、非アーリアン系語調の呪文を挿入した密教系護呪経典の様相を呈している。その詳細については大塚2004を参照されたい。

いえず、増広部分が認められる。内容をよく見ると、迦毘羅城の宮中において悪羅刹に悩まされるラーフラ（羅睺羅）に、釈尊が「大莊嚴陀羅尼」を説示し、マンダラに関する択地・結界・作壇・供養法・結界陀羅尼といった結界儀軌を説く。次いで慈氏菩薩・大梵天・善時分天・帝釈天などが、擁護のための各自の陀羅尼を説く内容となっている。本経と比較すると、同経は、先の『宝帯陀羅尼経』の骨子を踏襲しながらも、そのうえにマンダラを用いた結界儀軌を挿入しているといえる。

こうして、釈尊とラーフラの二人で構成される四種の密教経典を比較対照してみると、ラーフラ救済譚をテーマとする本経がもっとも素朴な内容を有しており、本経より『大寒林経』（呪文の長文化）→『宝帯陀羅尼経』（慈氏菩薩以下の諸明呪の増広）→『聖莊嚴陀羅尼経』（結界儀軌の挿入）へと展開していった過程が見えてくるのである。

それでは、当面の課題となる、本経より『大寒林経』への最初の展開を検証してみたい。長文となるが、『檀特羅経（檀特）』を基準にしながら、『大寒林経（寒林）』とその対応梵本『Mahāśītavatī (MŚ)』を説段ごとに対照して、両経典の近似性を指摘してみたい。まず、〈§1 釈尊の住处〉からである。

〈§1 釈尊の住处〉

『檀特』：佛在摩竭國因沙奪山中。（大正 vol.21, 908a6）

『寒林』：如是我聞。一時薄伽梵。在王舍城中。（大正 vol.21, 908b13）

『MŚ』： evaṃ mayā śrutam ekasmin samaye Bhagavān Rājagrhe viharati
sma / (MŚ p.1 l.3-4)

釈尊の住处は、『檀特』では「摩竭（Magadha）国」の「因沙奪山（耆闍崛山 / 靈鷲山、*Skt. Gr̥dhra-kūṭa, Pāli. Gijjhakūṭa*）」とあり、いわゆる王舍城の外れにある靈鷲山を指示している。一方、『寒林』『MŚ』では、単に「王舍城中（Rājagrhe）」とされるだけで、具体的な住处は明かされていない。釈尊の住处に関しては、両経典の説く場所が少分異なるとはいえ、同じ王舍城に設定されているのがわかる。

次に§2-1の『檀特』では、ラーフラは釈尊に従って靈鷲山中に住していることになっている。しかし、『寒林』『MŚ』では「孕欺迦耶怛曇地寒林之中。於大塚間（*Śītavane mahāśmaśāne Inghikāyatanapratyuddeśe*）」と指摘している。

〈§2-1 ラーフラの住处〉

『檀特』：時佛子羅云隨佛在山中。（大正 vol.21, 908a6-7）

『寒林』：是時尊者羅睺羅。遊於孕欺迦耶怛曇地寒林之中。於大塚間。（大正 vol.21, 908b14-15）

『MS』: Śitavane mahāśmaśāne Inghikāyatanapratyuddese tatrāyusmān
Rāhulo 'tīva vihethyate / (MS p.1 l.4-5)

対応梵文を参照すると、『寒林』『MS』が指示するラーフラの住処は、シートヴァナ(寒林)大墓地にあるインギカ処(*Skt. Śitavane mahāśmaśāne Inghikāyatana-pratyuddese*)を指示している。いわゆる王舎城の外れにあったとされる墓地の中である。『檀特』と『寒林』『MS』では、ラーフラの住処は、「靈鷲山中」と「シートヴァナ大墓地」との相違が認められる。

しかし、次の§ 2-2の文脈を対照してみると、『寒林』『MS』にラーフラを悩ます鬼神類の増広が見受けられるものの、『檀特』とほぼ同一文脈であることに気づくはずである。

〈§ 2-2 ラーフラの苦悩〉

『檀特』: 羅云夜臥爲鬼神所嬈驚起。(大正 vol.21, 908a7)

『寒林』: 彼時諸天魅龍魅藥叉羅刹緊捺囉婆嚩茶摩護囉識。及餘一切人非人。餓鬼部多比舍佐供畔拏等之所來魅。亦有多種異類烏鵲。獾狐豺狼蟲蟻等。極多擾惱(大正 vol.21, 908b15-18)

『MS』: devagrahair nāgragrahair yakṣagrahair rākṣasagrahair ……
piśācagrahair kumbhāṇḍagrahair dvīpibhiḥ kākair ulūkaiḥ kīṭaiḥ
sarīsrpair anyaiś ca manuṣyāmanuṣyaiḥ satvaiḥ / (MS p.1 l.5-10)

『檀特』の記述では、ごく簡略に靈鷲山中でラーフラが夜就寝している時、鬼神に悩まされ驚いて起き上がった旨が描写されている。一方『寒林』『MS』では、天の作障者(天魅、devagraha)や龍の作障者(龍魅、nāgragraha)以下の多くの作障者が、シートヴァナ大墓地にいるラーフラを悩ます旨が述べられている。両経には、鬼神類をめぐる記述量の差こそあれ、そのいわんとする文脈は、ラーフラが鬼神類に悩まされている点で一致する。

次に§ 3では、鬼神に悩まされ困ったラーフラが明くる日、釈尊のもとを訪れ、自身の窮状を訴えようとする。そこでは、ラーフラがただ頭を下げてうつむくばかりで何も語る事ができないでいたというのが、『檀特』の文脈である。

〈§ 3 ラーフラの釈尊訪問〉

『檀特』: 明日至佛所爲佛作禮。却在一面樹下坐。羅云以手扶頰。低頭不樂默然不語。(大正 vol.21, 908a7-9)

『寒林』: 于時尊者羅睺羅往詣佛所。到已頭面著地。禮世尊足圍遶三匝。涕淚悲泣立世尊前(大正 vol.21, 908b19-20)

『MS』 : athāyusmān Rāhulo yena Bhagavāms tenopasaṃkrāta
 upasaṃkramya Bhagavataḥ pādau śirasā vanditvā Bhagavantam
 tripradakṣiṅkrtya Bhagavataḥ purato rudann aśrūṇi pravartayati
 sma // (MS p.1 l.10-13)

一方、『寒林』『MS』では、釈尊のもとに赴いたラーフラが涙を流して泣く姿を描写している。『檀特』と『寒林』『MS』におけるラーフラの様子は、うなだれたまま黙っているか、泣いているかの相違があるが、少なくとも、困り果て苦悩するラーフラの苦境を表現している点で一致している。

次に、§ 4の『檀特』では、釈尊がラーフラに対して、なぜ頭を低く垂れ恐れているかのような姿をしているのかを尋ねている。

〈§ 4 釈尊の質問〉

『檀特』：佛即問羅云。何以低頭如畏怖状。(大正 vol.21, 908a9-10)

『寒林』：爾時世尊告羅睺羅言。汝今云何涕淚悲泣住立我前。(大正 vol.21, 908b2
 1-22)

『MS』 : atha Bhagavān jānann eva Rāhulam āmantrayate sma. kim tvam
 Rāhula mama purataḥ sthitvā aśrūṇi pravartayasi / (MS p.1 l.14-15)

一方、『寒林』『MS』では、釈尊がどうして泣いているのかを尋ねている。三経ともに、釈尊が困り果てたラーフラにそのわけを尋ねるという点で一致している。

次に、§ 5の『檀特』では、ラーフラが釈尊に対して、§ 2-2 に述べられた鬼神による悩害を釈尊に告白する文脈に移る。

〈§ 5 ラーフラの告白〉

『檀特』：羅云言我昨日夜臥。爲鬼神所嬈。(大正 vol.21, 908a10-11)

『寒林』：羅睺羅言如是世尊。我先住於王舍城孕欺迦耶怛曩地寒林之中。於大塚間。彼時有諸天魅龍魅藥叉羅刹緊捺囉夔嚙茶摩護囉識。及餘一切人非人。餓鬼部多比舍佐供畔拏等。皆來魅我。亦有多種異類鳥鵲獺狐豺狼諸蟲蟻等。極擾惱我 (大正 vol.21, 908b22-27)

『MS』 : evam ukte āyusmān Rāhulo Bhagavantam etad avocat / ihāham
 bhagavan Rājagṛhe viharāmi Śitavane mahāśmaśāne
 Inghikāyatanapratyuddeśe so 'ham bhagavams tatra vihetḥye /
 devagrahair nāgagrahair yakṣagrahai rākṣasagrahair
 piśācagrahaiḥ kumbhāṇḍagrahair dvīpibhiḥ kākair ulūkaiḥ kīṭaiḥ
 sarīsrpāir anyaiś ca manuṣyāmanuṣyaiḥ satvaiḥ // (MS p.1 l.15-p.2 l.6)

『檀特』では、ラーフラが釈尊に対して、§ 2-2 に述べられた鬼神による悩害を釈尊に申し上げている。『寒林』『MS』においても、§ 2-2 に述べられた天の作障者(天魅)や龍の作障者(龍魅)などの多くの作障者が、シータヴァナ大墓地にいるラーフラを悩ましていた旨を釈尊に申し述べているので、まったく、文脈的に三経は一致している。

次の§ 6 では、いくぶん『檀特』と『寒林』『MS』の間に文脈上の相違が見られる。

〈§ 6 釈尊による仏辟鬼神呪の教示〉

『檀特』：佛語羅云。天下或生人嬈人。或山神嬈人。或道溝邊鬼神嬈人。或善死鬼神嬈人。來欲試人經道恐人。欲知其心堅軟。佛語羅云。汝取佛辟鬼神呪。後儻有鬼神來嬈汝者。持是鬼神名字。以慈心說之(大正 vol.21, 908a11-15)

『寒林』：爾時世尊告尊者羅睺羅。言羅睺羅汝今諦聽此有大明祕密難拏陀羅尼。爲擁護聽衆。若苾芻苾芻尼鄔播索俱鄔播斯迦。長夜利益得安樂故。說此陀羅尼曰(大正 vol.21, 908b28-c2)

『MS』：atha khalu Bhagavān āyusmāntam Rāhulam āmantrayate sma / udgrhna tvam Rāhula imam Mahāsītavatī nāma dhāraṇiṃ vidyāṃ / catsarṇam pariśadāṃ rakṣāvaraṇaguptaye bhikṣuṇām bhikṣuṇinām upāsakanām upasikānām ca sarvasatvānām ca dirgharātram arthāya hitāya sukhāya yogakṣemāya bhaviṣyati // (MS p.2 l7-11)

『檀特』では、釈尊がラーフラに、天・人・山神・鬼神などが、人心の堅軟を知ろうとして人を恐れさせると述べ、釈尊には「仏辟鬼神呪」があるので、のちに鬼神が悩ますようなことがあれば、この「鬼神名字」を受持せよと教示する内容である。『寒林』『MS』では、直ちに釈尊が「大明祕密難拏陀羅尼 (*Skt.* Mahāsītavatī-nāma-dhāraṇi-vidyā, *Tib.* Be con chen po'i gzuṅs kyi rig snags)」の存在をラーフラに告げ、これによって四衆の者たちは長夜にわたって安楽になると述べている。いくぶん、内容に相違がみられるが、いずれにしても、この§ 6において経典のテーマである救済の呪文や陀羅尼を説こうとする点は一致している。

次に§ 7 では、釈尊が仏辟鬼神呪そのものを説くのであるが、この呪文には『檀特』と『寒林』『MS』の間に大きな相違が認められる。

〈§ 7 釈尊による仏辟鬼神呪の宣説〉

『檀特』：阿波竭 證證竭 無多薩 喜遲 比遲沾 波沾波迦羅准 維陵無 因輪無 指輪無 漢沙無 因登羅 宋林羅 和林羅 波耶越羅 檀特羅(大正 vol.21, 908a

16-19)

『寒林』：①但上儂也二合他去引阿發誑罔發誑婆誑誑二轉嘑舌誑三僧去娑引去囉哆嘑舌誑上四
 娑去引麼嘑娜娑去引娑誑誑囉上素囉六翳迦哆囉上引阿囉尾囉七哆囉尾囉八引哆囉哆囉
 尾囉九引迦囉尾囉引迦囉迦囉尾囉引十印娜印娜囉囉娑去引羅引十一悍娑去引娑囉囉上娑
 去引囉引十二嘑啣麼擺去引麼賀引枳佐去引尾吧去恥迦去引迦去引擺砌迦去引阿發實去引娜囉引十
 惹引野引惹引耶梨迦劫際擺去引翳擺引尾路去引梨啣啣醯梨醯梨十三去麼底嘑素麼底
 十九祖魯曩恥上祖魯祖魯曩恥上祖擺曩引孃上矩曩引孃上賀引栗吒枳二十二去引栗去吒
 枳迦去引栗吒枳二十三矯魚天哩獻馱去引哩二十四贊拏上里麼引登去僂二十五達囉呢陀去引囉呢
 二十六塢瑟怛囉三合播上栗計二十七迦左迦引哩計嘑羅曩引孃二十八去引羯栗計二十九擺擺麼
 底三十囉乞又二合麼底三十一嘑囉引矩禮三十二麼儂也二合帝三十三塢但跛二合禮迦囉尾囉三十四
 多囉尾囉三十五哆囉哆囉尾囉矩嚕尾囉矩嚕尾囉三十六祖嚕祖嚕尾囉三十七麼賀引
 尾囉誑囉麼底三十八囉囉麼底三十九囉乞又二合麼底四十薩轉舌囉囉他二合娑上馱顛上四十一跛
 囉麼引囉囉他二合娑去引馱顛上四十二阿鉢囉二合底賀帝四十三印捺嚕二合囉引惹引素引謨去引囉引
 惹引四轉嚕咬囉囉引惹引四矩吠囉囉引惹引四麼曩引悉尾上囉囉引惹引四轉去引素囉囉引惹
 引四難去引拏上引乞顛二合囉引惹引沒度去引娑賀娑囉引二合地跛底去引囉引惹引沒度去引娑去誑挽
 無達轉舌麼娑囉引弭囉引惹引阿弩哆上嚕去引路去引迦去引努劍跛迦五十三囉乞又二合囉乞
 又二合給去引阿四崩去引薩轉舌囉囉薩但囉引難去引左五十五囉乞產引迦嚕去引都五十六跛哩但
 囉二合喃上五跛哩婆囉二合憾五十八跛哩播擺能執扇引底孕二合娑囉二合悉底也三合野能六難
 上拏跛哩賀引囉六十一設娑怛囉三合跛哩賀引囉六十二尾灑努灑喃拏尾灑曩引舍喃拏舍上
 麼引滿譯鄧上陀去引囉拏拏滿鄧上左矩囉挽二合無靚六十六爾長轉都挽無唼哩灑二合舍踏六十七
 跛舍野二合都設囉那上引設踏六十八

②但儂也二合他去引究轉擺嘑底七十撈囉麼底七十一哆囉麼底七十二洛乞又二合麼底七十三囉乞
 又二合麼底七十四護嚕麼底七十五護上嚕護上嚕七十六普嚕普嚕七十七撈囉撈囉七十八設靚囉二合
 詎其轉嚕詎嚕七十九麼底麼底八十普弭贊拏上八迦去引里計置八十二阿枳娑擺引比上禰八十三娑引
 麼曩帝八十四護上禮宰兔二合禮娑他二合擺始伽嚕八十五惹引野宰兔二合禮八十六惹擺曩引孃拏
 祖魯曩引孃拏轉引乞挽二合豐馱儂八十九尾嚕去引賀拏素引魯吧上帝九十阿拏上嚕上半拏上嚕上九
 迦囉引禮九十二緊曩嚕上計庚嚕拏計都麼底九十五普蹬誑謎九十六普哆麼底歎爾曳去二普
 上誑禮曳去七麼賀引囉擺九十八魯引多母上禮九十九阿撈魯拏去引馱馱囉囉引惹野引里計
 一百二惹野嬌魚天略去引賀拏一百三祖嚕祖嚕一百四論論反馱論上馱一百五普嚕普嚕一百六曩嚕曩
 嚕一百七詎前嚕詎嚕一百八麼底麼底一百九滿重呼兔麼底一百十度上論上馱嚕馱嚕一百一馱上嚕
 上馱上嚕上尾尾達嚕尾麼底尾瑟劍二合娑去引一百十三曩引舍禰尾曩引舍禰一百十四滿譯馱禰
 謨去引乞又二合拏一百十五尾謨去引撈囉一百十六謨去引賀禰娑去引轉禰一百十七戌引馱去禰僧去戌馱

心念誦一百八遍結諸線索繫於手上及安頸上。(大正 vol.21, 909b18-20)

『MŚ』 : asyāṃ khalu punā Rāhula Mahāśītavatividyāyāṃ daśottarapadaśatāyāṃ sūtre granthiṃ baddhvā hastena dhāryamānāyāṃ kaṇṭhena dhāryamānāyāṃ samantād yojanaśatasya rakṣākṛtā bhaviṣyati / gandhair vā puṣpair vā mudrābhir vā naiva maṇuṣyo vāmaṇuṣyo vābhibhaviṣyati / (MŚ p.4 l.14-p.5 l.2)

一方、『寒林』『MŚ』では、この陀羅尼を念誦する者は、香華を供養し、印契を結び、108遍陀羅尼を念誦した線索を腕や首に結ぶ儀軌的な所作を教示する内容となっている。ここで注目すべきは、『檀特』は呪経を結ぶことを指示し、『寒林』も陀羅尼を念誦した線索を身に結ぶことを指示している点である。いずれも呪文や陀羅尼の威力を帯びたものを身に結び、鬼神類からの守護を図ろうとする点が一致している。

次の§9では、上記の呪文による功德が述べられている。『檀特』では、呪文や經典の威力によって、人・山神・鬼神・死鬼神らが悩ますことなく、火・毒・刀・水の災難などにも遭うことはないと説く。そして、空閑処・村落・大国・集会、あるいは瞑想・歩行・睡眠の最中に呪詛を受けても、この經典を読誦すれば、災難に遭うことはないと説く。

〈§9 呪文や經典読誦の功德〉

『檀特』：佛說是經時。日月尚有墮地。佛語終不有異。今佛說是檀特羅經。以說生人欲來燒人者不得燒人。山神亦不得燒人。道溝邊鬼神亦不得燒人。腥死鬼神亦不得燒人。善死鬼神亦不得燒人。聞是語火爲不然。食飯得毒毒爲不行。欲殺人刀爲不向。溺深水中爲不沒難。群有四子擁護人行空閑處。若行縣邑中大國中。若對會若大坐中。耆老中伴侶中。步行中坐臥中。值有蠱道家者。向讀是經蠱道爲不行。(大正 vol.21, 908a22-b2)

『寒林』：(a)即得周遍百踰繕那能爲擁護。人非人等悉皆遠離。亦迺不被水火之所焚漂刀杖毒藥瘡病疹疾。不能侵害亦不中天尾但拏病及明呪術。誦此眞言皆得安樂。若他繫縛即得解脫一切災惱。言誦鬪諍亦悉除滅。

(b)若有鬼魅來作燒亂不退散者。但專志心誦此眞言。彼等鬼神見持誦人。如執金剛大藥叉主純一金剛。威猛熾盛炎烈火焰。四大天王各執鐵輪。鋒利刀劍逐令馳散。頭破七分身體劈裂若彼鬼魅還本住處。彼諸同類不容入衆。亦不令住阿吒迦嚩底大王都城。

(c)復次羅睺羅此難拏大明陀羅尼志心誦持。即得遠離王賊水火毒氣刀杖。曠

野山林險難惡道。往來之者一切無畏。

(d)復次羅睺羅。此難拏大明陀羅尼。九十一殞伽沙數諸佛。已說今說當說。具足神通。大神通者諸天龍藥叉健闥婆阿素洛夔魯荼摩護囉誑。一切群生圍遶禮拜。彼諸衆生離一切怖皆得安樂(大正 vol.21, 909b20-910a12)

『MS』 : (a) na śastraṃ na viṣaṃ na rogo na jvaro na prajvaro na vidyāmantra
na vetāḍaḥ / na vyādhinā nāgninā na viṣodakena kālāṃ kariṣyati /
vidyāmantraprayogānāṃ ca sarveśāṃ sādhiprayuktānāṃ cāsiddhānāṃ
siddhakārī / …… sarvārogaśokavighnavināyākānāṃ vināśanakārī /
kalikalahakaluṣaprasāmanakārī /

(b) yo graho na muñcet saptadhāsya sphuṭen mūrdhā arjakasyeva
mañjarī / Vajrapāṇīś cāsya mahāyakṣasenapatir vajreṇādīptena ……
Aḍakavatyāṃ rājadhānyāṃ na labhate vāsam //

(c) atha khalu punā Rāhula Mahāśītavatīmahāvidyāyāṃ sakṛtparivar-
titāyāṃ rājacaurodakāgniviṣaśastrāṭavikāntāramadhyagataḥ
sarvabhayebhyaḥ parimucyate /

(d) iyaṃ khalu punar Mahāśītavatī vidyā ekanavatyāṃ
Gaṅgānadīvālukāsamair buddhair bhagavadbhir bhāṣitā bhāṣīṣyate
bhāṣyate ca siddhā paramasiddhā siddhaparākramā / …… śivaṃ
ārogyam abhayaṃ ca sarvadā sarvathā sarvataḥ sarvāvasthāsu
bhavantu // (MS p.5 l.2-p.6 l.6)

一方、『寒林』『MS』の(a)段では、身に結んだ線索の威力によって、百由旬の周囲は擁護され、危害を及ぼす者たちは遠ざかり、水・火・刀杖・毒・病氣・呪術などの悩害より免れて安樂となり、束縛や争いをも止めることができると説かれる。(b)段では、退散しない鬼魅らに対して真言を念誦すれば、鬼魅らは真言者が執金剛(金剛手)のように見え、四大天が鬼魅らの頭を七分に砕くとも述べる。たとえ、鬼魅らが自身の住処に戻ろうとしても同類の者たちが受け入れず、彼らの住処たる阿吒迦嚩底(Adakavati)大王都城に住することができないとも述べる。この内容はパリッタ『阿吒嚩底經(Āṭānāṭiya-suttanta)』に通ずる内容である⁴⁰⁾。(c)段では、この「難拏大明陀羅尼(*Skt.* Mahāśītavatīmahāvidyā, *Tib.* Be con chen po'i gzuñs kyi rig snags)」を念誦すれば、王・賊・水・火・毒・刀杖より遠離し、荒野・山

40) 『Āṭānāṭiya-suttanta』(PTS, Dīgha-nikāya, vol.III, No.32, p.203, 南伝 vol.8, pp.277-278)

林・悪道においても恐れはなくなると述べる。(d)段では、この陀羅尼は無量諸仏の所説であるが、今それを釈尊が説いたと述べ、この陀羅尼には神通力があり、神通者や諸天などが礼拝するもので、衆生が一切の恐怖を離れて安樂を得るものであると述べる。こうして § 9 に関して、『檀特』と『寒林』『MS』を比較してみると、(a)(c)段が対応関係にあり、(b)(d)段が付加部分であるのがわかる。『寒林』『MS』の方に、『檀特』よりもかなり陀羅尼呪文の功德が増広されてはいるが、やはり、この § 9 において、呪文などの功德を述べる文脈構成は一致している。

最後に、『檀特』では、釈尊がラーフラに対して、四衆の者たちや白衣なる在家修行者たちに、同呪文や経典を唱えさせるよう指示している。

〈§ 10 大衆による陀羅尼の受持〉

『檀特』：佛即爲羅云説。使羅云爲諸比丘比丘尼優婆塞優婆夷及諸白衣。皆令諷誦之。(大正 vol.21, 908b2-4)

『寒林』：時尊者羅睺羅及諸大衆聞世尊説一心信受禮佛而退。(大正 vol.21, 910a 13-14)

『MS』：idam avocat Bhagavān āttamanā āyusmān Rāhulaḥ sā ca sarāvātī parṣat sadevamānuṣāsuraḡandharvaś ca loko Bhagavataḥ samyaksambuddhabhāṣitam abhyanandann iti // (MS p.6 l.7-9)

一方『寒林』『MS』では、ラーフラ以下の聴聞衆が世尊の所説を喜び信受するといった内容である。いずれも、経典最後の部分として、世尊による所説の呪文や陀羅尼を弟子等が受納するといった内容で終了するところは一致している。

以上、『檀特羅経』と『大寒林経』『Mahāṣitavāṭi』を比較してみると、『檀特羅経』に比べ『大寒林経』『Mahāṣitavāṭi』に、呪文とその功德の相違が認められるものの、経典の文脈構成としては、まったく一致しているといつてよいであろう。この結果からすれば、『檀特羅経』より後代の『大寒林経』『Mahāṣitavāṭi』が形成展開して、Pañcarakṣā 文献の一つに集成されるようになったと推測することができる。そして、この『大寒林経』『Mahāṣitavāṭi』より、慈氏菩薩以下の諸明呪を増加させて『宝帯陀羅尼経』が形成され、さらにそこへ結界儀軌を付加させた『聖莊嚴陀羅尼経』という新たな密教系護呪経典が形成されていったと考えたい。

まとめ

本稿では、『檀特羅経』を扱いながら、そこに窺える特徴や背景を探ることによ

て、およそ四世紀前半ころのインド初期密教の様態を明らかにすることを目指した。まず、本経の文脈構成から見ると、悪鬼神がもたらす災難より人びとを擁護救済することを目的に、初期仏典の『教誡羅睺羅菴婆藥林経』や『羅睺羅経』などのラーフラ守護関連の初期仏典を祖型としながら、『小品・蛇呪』・『宝経』・『慈悲経』・『アラカ仙本生話』にみられる慈念を強調するパリッタ、ならびに『幢首』・『大会経』・『阿吒曇胝経』などの鬼神や夜叉に呼びかけるパリッタのアイデアを摂取し、初期『孔雀経』と同様の密教系護呪経典の特徴を有して本経が制作されたとみなせる。

また本経が成立する以前、『持句神呪経』や『仏説大金色孔雀王呪経』が制作された三～四世紀ころには、すでに「結呪」というヒンドゥー的呪法が仏教僧団内に現れていたことも知り得たわけである。さらに本経と同時代の四世紀前半ころの成立といえる『幻師颯陀神呪経』や『摩尼羅寔経』からは、悪鬼神からの救済を祈願するインド古来の呪術・呪文信仰に根ざした密教呪法が仏教僧団内に台頭していたことも確認できた。こうした既存の密教呪法が、本経の密教呪法を生み出す母胎になっていたであろうことは容易に推察できる。

初期仏典には、釈尊が呪術や呪文唱誦を禁止した記述が見出されるが⁴¹⁾、その禁止とはとりまなおさず、釈尊在世のころより、インド民衆の慣習として病氣治癒などを目的とした医的呪術や呪文唱誦が僧団内で行われていたことの証しでもあろう。そのようなインド古来の慣習が、釈尊の禁止令のもと、一時的に水面下に潜むことになったものの、四世紀前半ころの僧団内に再び顕在化してきたと思えるのである。おそらく、グプタ朝がおこりヒンドゥー化が進行するインド世界の変容に即応する形で、従来の伝統的なパリッタではない、ヒンドゥー的呪法を採用した新たな密教系護呪経典を制作する必要に迫られていた時代背景があったであろうと推測するのである。それゆえ、ヒンドゥー的呪法を僧団内で用いようとする一部の者たちが、仏教僧団の立場を堅持するパリッタの構成を基調としながらも、パリッタとは異なるインド古来の呪術・呪文を転用した本経のような密教系護呪経典を生み出したと考える。その大きな動因として、災いをもたらすと信じられた悪鬼神に対するインド古来の呪術・呪文信仰の台頭をあげたいのである。

こうした四世紀前半ころの僧団内の動向は、この時代に限った一過性のものではなく、その後も継続して僧団内に残り、新たな密教経典を醸成する基盤になったと

41) 伊原1957 (pp.138-139)、田久保1960 (pp.5-13)、松長1969 (pp.22-28)、奈良1973 (pp.39-44) などに詳細に論じられている。

もいえよう。その証左が、増広『孔雀経』へ展開する動向の他にも、本経が『大寒林経 (Mahāsītavāṭī)』へと展開して、後世の Pañcarakṣā 文献に集成されるにいたった点、さらには『宝带陀羅尼経』や『聖莊嚴陀羅尼経』が形成展開したことをあげたい。

参考文献略号

- D : sDe dge Edition of the Tibetan Tripiṭaka.
- P : Peking Edition of the Tibetan Tripiṭaka.
- PTS : The Pali Text Society.
- 南伝 : 『南伝大蔵経』
- 新井1976 : 新井慧誉『『摩尼羅寔経』の変遷』(『豊山教学大会紀要』第3号、1975、pp.153-163)
- 伊原1957 : 伊原照蓮「小乘咒と密教経典」(『智山学報』第6輯、1957、pp.138-151)
- 大塚2004 : 大塚伸夫「最初期密教の実態 — 『孔雀明王経』を中心として—」(『大正大学研究紀要』第89輯、pp.284 - 308)
- 岡田1987 : 岡田真美子「梵文薬事欠損箇所の部分補填 — ヴァイシャーリー疫病伝説—」(『インド学仏教学論集—高崎直道博士還暦記念論集—』春秋社、1987、pp.(85)-(91))
- 奥山1998 : 奥山直司「初期密教経典の成立に関する一考察 — 『マハーマントラーヌサーリニー』を中心に—」(『インド密教の形成と展開』法蔵館、1998、pp.67-86)
- 澤田2006 : 澤田彰宏「ヒンドゥー教のラクシャー・バンダン祭」(『大正大学大学院研究論集』第30号、2006、pp.250-260)
- 田久保1960 : 田久保周誉『真言陀羅尼蔵の解説』〔真言宗豊山派宗務所、1979 (再版)〕
- 奈良1973 : 奈良康明「パリッタ (Paritta) 呪の構造と機能」(『宗教研究』第213号、1973、pp. 39-69)
- 松長1969 : 松長有慶『密教の歴史<サーラ叢書19>』(平楽寺書店、1969=再版1997)
- 『梵語仏典IV』 : 塚本・松長・磯田編『梵語仏典の研究IV 密教経典篇』(平楽寺書店、1989)

<キーワード> ラーフラ、呪文、パリッタ、パンチャラクシャー